

交運労協 FAX ニュース NO. 3

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階 発行日 2013年11月1日

TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570

発行人 関 政治

交運労協URL <http://www.koun-itf.jp>

「交通政策基本法案」閣議決定される！

本日午前、「交通政策基本法案」が閣議決定された。法案の提出理由は、「交通は、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある」としている。

内容は、昨年11月16日に衆議院解散に伴い審議未了で廃案となった「交通基本法案」と大幅な相違はないが、同法案は主に以下の点に加筆されたうえで全体で32の条文から構成されている(詳細は国土交通省HPを参照されたい)。

1. 大規模災害時における交通機能の維持及び円滑な避難(第3条)
2. 妊産婦及び乳幼児同伴者の円滑な移動(第17条)
3. 運輸事業の健全な発展を図るための事業基盤の強化と人材育成(第21条)
4. 交通施設の地震に対する安全性向上、交通手段の代替性の確保(第22条)
5. 交通施設の老朽化対策(第24条)
6. 交通施策の策定に必要な調査研究の推進(第28条)

既に民主・社民両党による議員立法・交通基本法案が衆議院に提出されているが、地域住民の移動手段と物流を確保し、交通・運輸の安全・安心を確保するために資する法律の制定を一日も早く求めていく。

以 上

<別紙：「交通政策基本法案及び交通基本法案の対比表」>